

藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設条例の制定について
藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設条例を次のように制定する。

2018年（平成30年）6月4日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設条例

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 労働会館（第4条－第11条）

第3章 駐車場（第12条－第13条）

第4章 指定管理者（第14条－第16条）

第5章 雑則（第17条）

附則

第1章 総則

（目的及び設置）

第1条 市民の生涯学習活動の振興，働く市民の福祉の増進及び文化の向上等とともに推進することにより，多種多様な市民の交流を創出するため，この市に藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設（以下「複合施設」という。）を設置する。

（位置）

第2条 複合施設の位置は，藤沢市本町一丁目12番17号とする。

（施設）

第3条 複合施設には，次の施設を置く。

(1) 公民館

(2) 労働会館

(3) 地域子どもの家

(4) 駐車場

2 公民館及び地域子どもを家の設置及び管理に關し必要な事項は、別に定める。

第2章 労働会館

(休館日等)

第4条 労働会館の休館日及び供用時間は、規則で定める。

(使用許可及び使用の制限)

第5条 労働会館の施設及び附属設備等（以下「施設等」という。）を使用しようとするものは、規則で定めるところにより市長に申請して使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する使用許可をしない。

(1) 労働会館の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めたとき。

(2) 施設等を毀損し、又は亡失するおそれがあると認めたとき。

(3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設等を使用させることについて市長が支障があると認めたとき。

3 市長は、労働会館の管理上必要があると認めたときは、使用許可に条件を付けることができる。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 使用者が使用許可に付した条件に違反したとき。

(2) 使用者が第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(4) 工事その他の労働会館の管理上やむを得ない理由が生じたとき。

5 市長は、前項第1号から第3号までの規定に該当し、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、その責任を負わない。

6 使用者は、使用許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又はその使用の権利

を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

- 7 使用者は、労働会館又は使用許可を受けた施設に特別な設備又は装飾をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(使用許可事項の変更)

- 第6条 使用者は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(利用料金)

- 第7条 使用者は、施設等の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を使用する日の使用を開始するまで（ホールにあっては使用する日の前日まで）に、指定管理者（第14条に規定する市長が指定するものをいう。次項から第9条まで、第12条及び第13条において同じ。）に支払わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、国又は地方公共団体その他これに類する団体が施設等を使用するときは、別に支払の時期を指定して利用料金を支払わせることができる。

- 3 利用料金の額は、別表に定める金額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

- 第8条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(既払いの利用料金の不返還)

- 第9条 既払いの利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(原状回復)

- 第10条 使用者は、その使用を終ったとき、又は第5条第4項の規定により使用の許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、自己の費用をもって直ちに原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。

- 2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長が代わって執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第11条 使用者は、その使用により労働会館の建物若しくは既存の設備又は施設等を毀損し、又は亡失したときは、これに相当する額を賠償しなければならない。

第3章 駐車場

(利用料金)

第12条 駐車場の利用者は、30分につき200円を超えない範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めた利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第4章 指定管理者

(指定管理者による管理)

第14条 複合施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 複合施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 労働会館及び駐車場の利用に関する業務
- (3) 労働会館の施設等の使用許可及びその取消しに関する業務
- (4) 労働会館において実施する事業に関する業務
- (5) 複合施設の設置目的を効果的に達成するために必要な業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、複合施設の運営に関する事務のうち市長のみの権限に属する事務以外の事務に関する業務

(指定管理者の指定等)

第16条 指定管理者の指定の手續等については、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年藤沢市条例第19号）の定めるところによる。

第5章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、複合施設の管理について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(藤沢市労働会館条例の廃止)

2 藤沢市労働会館条例（昭和51年藤沢市条例第31号）は、廃止する。

(藤沢市地域子どもの家条例の一部改正)

3 藤沢市地域子どもの家条例（平成2年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改める。

別表藤沢子どもをの家の項中「藤沢535番地の5」を「本町一丁目12番17号」に改める。

別表（第7条関係）

1 ホール利用料金

使用区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時30分まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時30分まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
一般使用	平日	6,400円	10,500円	13,100円	15,700円	23,700円	27,100円
	休日等	8,600円	14,700円	16,800円	21,800円	31,700円	38,800円
商業宣伝		30,600円	58,800円	67,300円	87,200円	119,600円	149,400円

2 その他諸室利用料金

使用区分	時間区分A	時間区分B
301会議室	400円	600円
302会議室	400円	600円
303会議室	400円	600円
304会議室	1,000円	1,500円
305会議室	400円	600円

306会議室	400円	600円
307会議室	600円	900円
308会議室	800円	1,200円
501会議室	400円	600円
多目的室1	2,200円	3,300円
多目的室2	600円	900円
多目的室3	600円	900円
調理室	1,000円	1,500円
和室	600円	900円
保育室	800円	1,200円
多目的交流ホール（体育室）	4,000円	6,000円

3 附属設備等利用料金

規則で別に定める額

備考

- 1 「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 「商業宣伝」とは、営利を主たる目的とする催物その他これに類するものを行うために使用することをいう。
- 3 ホールの使用について、使用許可を受けた時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の金額は、当該超過又は繰上げの時間1時間につき、当該許可に係るホール利用料金の3割に相当する額とする。この場合において、超過又は繰上げの時間が1時間に満たないとき、又はこれに1時間未満の端数の時間を生じたときは、その満たない時間又はその端数の時間を1時間として計算する。
- 4 「時間区分A」とは、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで、午後3時から午後5時まで又は午後5時から午後7時までの1の時間区分をいう。
- 5 「時間区分B」とは、午後7時から午後10時までをいう。
- 6 使用に際し入場料又はこれに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合（商業宣伝の場合を除く。）の金額は、ホール利用料金又はそ

の他諸室利用料金に次の各号に掲げる入場料等の額の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を割増金額としてホール利用料金又はその他諸室利用料金に加算した額とする。この場合において、入場料等の額が2以上に区分されているときは、その最高額によるものとする。

- (1) 入場料等の額が1,000円以下 5割
- (2) 入場料等の額が1,001円以上 10割

7 市内に住所を有しない者が利用料金の減免の規定に該当しない目的で使用する場合（商業宣伝の場合を除く。）の金額は、ホール利用料金又はその他諸室利用料金にその10割に相当する額を加算した額とする。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設の供用を開始する必要による。